○国土交通省告示第百八十四号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行に伴い、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第一条　プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二第一号ロ(4)(ii)(三)中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

（屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件の一部改正）

第二条　屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十九号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第百二十九条の二の四第二項」を「第百二十九条の二の四第三号」に改め、本則中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改める。

（免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三条　免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

第二中「第二十条第二号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同第三号中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、第六第三項中「第二十条第四号」を「第二十条第一項第四号」に改める。

（火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正）

第四条　火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四号ロ中「第二十七条第二項第二号」を「第二十七条第三項第二号」に改める。

（建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（平成十三年建設省告示第千三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号ニ(2)(iii)中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件等の一部改正）

第六条　次に掲げる告示の規定中「第六十八条の二十六」を「第六十八条の二十五」に改める。

一　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十三号）別表第一(一)の項、別表第二(一)の項、別表第三(一)の項及び別表第四(一)の項

二　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十四号）別表(一)の項

三　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十五号）別表(一)の項

四　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十六号）別表(一)の項

五　建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十七号）別表(一)の項

六　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十八号）別表第一(一)の項及び別表第二(一)の項

七　建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりテント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十九号）別表(一)の項

八　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百三十号）別表第一(一)の項及び別表第二(一)の項

九　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づきエネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百三十一号）別表(一)の項

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通大臣が定める書類を定める件の一部改正）

第七条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通大臣が定める書類を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第三中「、第二号ロ」を「及び第二号ロ」に改め、「及び第三号ハ」を削り、同第三号を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十六号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏